

NBBA 基本規程 新旧対比表 (改定箇所のみを抜粋)

改定箇所(案)

現行	改定後	備考
<p style="text-align: center;">第6節 専門委員会</p> <p>第18条〔専門委員会の設置〕 理事会の決議を得て、次の各号の専門委員会を置くことができる。</p> <p>① 総務委員会 ② 競技会委員会 ③ 規律委員会 ④ 審判委員会 ⑤ 強化委員会 ⑥ ユース育成委員会 ⑦ スポーツ医科学委員会 ⑧ 指導者養成委員会 ⑨ 広報委員会 ⑩ 3×3委員会 ⑪ U18部会 ⑫ U15部会 ⑬ U12部会 ⑭ 学生部会</p>	<p style="text-align: center;">第6節 専門委員会</p> <p>第18条〔専門委員会の設置〕 理事会の決議を得て、次の各号の専門委員会を置くことができる。</p> <p>① 総務委員会 ② 競技会委員会 ③ 裁定・規律委員会 ④ 審判委員会 ⑤ 強化委員会 ⑥ ユース育成委員会 ⑦ スポーツ医科学委員会 ⑧ 指導者養成委員会 ⑨ 広報委員会 ⑩ 3×3委員会 ⑪ U18部会 ⑫ U15部会 ⑬ U12部会 ⑭ 学生部会 ⑮ 障がい者部会</p>	<p>現行の規律委員会に裁定機能を持たせた委員会とし、名称を改めた。</p> <p>障がい者部会の委員(別紙)を理事会、決議。</p>
<p>(2) 前項に定めるもののほか、必要に応じ、特定テーマを担当する時限の委員会として特別委員会を設置することができる。</p>	<p>(2) 前項に定めるもののほか、必要に応じ、特定テーマを担当する時限の委員会として特別委員会を設置することができる。</p> <p>(3) 裁定・規律委員会については、理事会の決議によって「裁定規程」並びに「規律規程」を別に定める。</p>	<p>裁定・規律委員会については、委員の任命、人気等、詳細を別規程に定める。</p>

第19条〔専門委員会の招集・議長〕

各専門委員会は、それぞれの委員長が招集し、その議長となる。

- (2) 各専門委員会の招集は、各委員に対し開催日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合はこの限りではない。
- (3) 会長、副会長、専務理事、副専務理事及び事務局長は、会議に出席し、意見を述べることができる。

第20条〔専門委員の任期〕

各専門委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- (2) 委員長、副委員長及び委員が補欠又は増員により選定された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- (3) 委員長、副委員長及び委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。
- (4) 委員長は原則として、特別委員会の委員長・副委員長を除き、他の委員会の委員長・副委員長を兼務することができない。

第21条〔専門委員会の招集・議長〕

各専門委員会は、それぞれの委員長が招集し、その議長となる。

- (2) 各専門委員会の招集は、各委員に対し開催日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合はこの限りではない。
- (3) 会長、副会長、専務理事、副専務理事及び事務局長は、会議に出席し、意見を述べることができる。

第31条〔施行〕

本規程は、平成27年3月21日から施行する。

平成29年3月20日一部改定

平成29年6月11日一部改定（第13条）

第19条〔専門委員会の招集・議長〕

各専門委員会は、それぞれの委員長が招集し、その議長となる。

- (2) 各専門委員会の招集は、各委員に対し開催日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合はこの限りではない。
- (3) 会長、副会長、専務理事、副専務理事及び事務局長は、会議に出席し、意見を述べることができる。

第20条〔専門委員の任期〕

各専門委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- (2) 委員長、副委員長及び委員が補欠又は増員により選定された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- (3) 委員長、副委員長及び委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。
- (4) 委員長は原則として、特別委員会の委員長・副委員長を除き、他の委員会の委員長・副委員長を兼務することができない。

第21条〔専門委員会の招集・議長〕

各専門委員会は、それぞれの委員長が招集し、その議長となる。

- (2) 各専門委員会の招集は、各委員に対し開催日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合はこの限りではない。
- (3) 会長、副会長、専務理事、副専務理事及び事務局長は、会議に出席し、意見を述べることができる。

第31条〔施行〕

本規程は、平成27年3月21日から施行する。

平成29年3月20日一部改定

平成29年6月11日一部改定（第13条）

裁定・規律委員会については、別に規程で定められている。

平成30年3月21日一部改定（第3条, 第18条）

平成30年3月21日一部改定（第3条, 第18条）

平成31年3月17日一部改定（第18条）

別表 B 専門委員会の所管事項 新旧対比表（改定箇所のみを抜粋）

改定箇所(案)

現行	改訂後	備考
<p>3 規律委員会</p> <p>(1) 競技及び競技会に関連する違反行為に関すること。 （事実関係調査、JBAへの報告案作成など）</p> <p>(2) プレイクリーンの推進に関すること。</p>	<p>3 裁定・規律委員会</p> <p>(1) 競技及び競技会に関連する違反行為に関すること。 （事実関係調査、理事会及びJBAへの報告案作成など）</p> <p>(2) 前項の他、本協会の加盟・登録団体および選手等による本規程等に対する違反行為に関すること。 （事実関係調査、理事会及びJBAへの報告案作成など）</p> <p>(3) 加盟・登録団体および選手等に関連する次の各号の紛争について、当事者の申立に基づき和解を斡旋するものとする。</p> <p>① 所属および移籍に関する紛争</p> <p>② 本規程等に関する権利・義務に関わる紛争</p>	<p>詳細は、裁定規程、規律規程に定めている。</p>
<p>14 学生部会</p> <p>(1) 学生部(大学・短大・専門学校)の運営に関すること。</p> <p>(2) 県内の学生競技会に関すること。</p>	<p>14 学生部会</p> <p>(1) 学生部(大学・短大・専門学校)の運営に関すること。</p> <p>(2) 県内の学生競技会に関すること。</p>	

附則

この内規は、平成27年3月21日から施行する。
平成30年3月21日一部改定

15 障がい部会

- (1) 障がい者バスケットボール競技(車いすバスケットボール、知的障がい者(FID)、聾)に関すること。
- (2) 関係競技団体との協力・調整に関すること。
- (3) その他の障がい者バスケットボールに関すること。

附則

この内規は、平成27年3月21日から施行する。
平成30年3月21日一部改定
平成31年3月17日一部改定